

環境省設置法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ <u>環境省設置法</u> e-Gov 法令検索	1
○ <u>環境省組織令</u> e-Gov 法令検索 (抄)	10
○ <u>農薬取締法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	12
○ <u>自然公園法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	13
○ <u>下水道法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	14
○ <u>大気汚染防止法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	15
○ <u>騒音規制法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	16
○ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	17
○ <u>水質汚濁防止法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	18
○ <u>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	19
○ <u>自然環境保全法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	20
○ <u>瀬戸内海環境保全特別措置法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	21
○ <u>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	22
○ <u>浄化槽法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	23
○ <u>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	24
○ <u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	25
○ <u>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	26
○ <u>特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	27
○ <u>ダイオキシン類対策特別措置法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	28

○ <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	29
○ <u>土壌汚染対策法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	30
○ <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	31
○ <u>愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	32
○ <u>東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	33
○ <u>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	34
○ <u>地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	35
○ <u>水銀による環境の汚染の防止に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	36
○ <u>二酸化炭素の貯留事業に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	37
○ <u>気候変動適応法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	38

平成十一年法律第百一号

環境省設置法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 環境省の設置（第二条）

第二節 環境省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）

第三節 環境省の長（第五条）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職（第六条）

第二節 審議会等（第七条—第十条）

第三節 特別の機関（第十一条）

第四節 地方支分部局（第十二条）

第四章 原子力規制委員会（第十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、環境省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 環境省の設置

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、環境省を設置する。

第二節 環境省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、環境省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 環境省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条 環境省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備（以下この号において「地球環境保全等」という。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整並びに地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること。

四 削除

五 国土利用計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四条に規定する計画をいう。）のうち同条に規定する全国計画の作成に関すること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。

六 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。）の輸出、輸入、運搬及び処分等の規制に関すること（貿易管理に関するものを除く。）。

七 南極地域の環境の保護に関すること。

八 環境基準（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項に規定する基準をいう。）の設定に関すること。

九 公害の防止のための規制に関すること。

十 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。

十一 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。

十二 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること。

十三 自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに関する事業の振興に関すること。

十四 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。）の整備に関すること。

十五 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関すること。

十六 野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること。

十七 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関すること。

十七の二 愛玩動物看護師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

十八 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。

十九 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）に規定する廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理（浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。）並びに清掃に関すること。

十九の二 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること。

二十 石綿による健康被害の救済に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

二十一 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること。

二十二 環境の保全の観点からの次に掲げる事務及び事業に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの策定並びに当該観点からのこれらの事務及び事業に関する規制その他これに類するもの（木、又及びワにあっては当該規制の実施、へにあっては当該整備に関する援助、チにあっては当該監視及び測定の実施、ルにあっては当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表、ヲにあっては当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対するものを除く。）の実施、タにあっては環境影響評価に関する審査）に関すること。

イ 温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。）の排出の抑制

ロ オゾン層の保護

ハ 海洋汚染の防止

ニ 工場における公害の防止のための組織の整備

ホ 工場立地の規制

ヘ 公害の防止のための施設及び設備の整備

ト 下水道その他の施設による排水の処理

チ 放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定

リ 森林及び緑地の保全

ヌ 化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制

ル 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物

質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進

ヲ 水道水その他の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置

ワ 農薬の登録及び使用の規制

カ 資源の再利用の促進

コ 河川及び湖沼の保全

ク 環境影響評価

ケ イからタまでに掲げるもののほか、その目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業

二十三 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十四 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十四の二 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第四条第一項に規定する事務

二十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき環境省に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、環境省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第三節 環境省の長

（環境大臣）

第五条 環境省の長は、環境大臣とする。

2 環境大臣は、環境の保全に関する基本的な政策の推進のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、環境の保全に関する基本的な政策に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職

（地球環境審議官）

第六条 環境省に、地球環境審議官一人を置く。

2 地球環境審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務を総括整理する。

第二節 審議会等

（設置）

第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

中央環境審議会
公害健康被害補償不服審査会
有明海・八代海等総合調査評価委員会

(中央環境審議会)

第八条 中央環境審議会については、環境基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(公害健康被害補償不服審査会)

第九条 公害健康被害補償不服審査会については、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(有明海・八代海等総合調査評価委員会)

第十条 有明海・八代海等総合調査評価委員会については、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三節 特別の機関

(公害対策会議)

第十一条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる特別の機関は、公害対策会議とする。

2 公害対策会議については、環境基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四節 地方支分部局

(地方環境事務所)

第十二条 本省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置く。

- 2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第一項第五号、第六号、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで及び第二十五号に掲げる事務を分掌する。
- 3 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 4 地方環境事務所の内部組織は、環境省令で定める。

第四章 原子力規制委員会

第十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて環境省に置かれる外局は、原子力規制委員会とする。

2 原子力規制委員会については、原子力規制委員会設置法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

附 則

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十一年一月二二日法律第二一六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十一年一月二二日法律第二二一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十三年四月一三日法律第二九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第十一条の次に一章を加える改正規定及び次条の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成十四年一月二九日法律第一二〇号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年四月二七日法律第三三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則（平成一八年二月一〇日法律第四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一章、第二章第二節第一款、第八十四条及び第八十六条並びに附則第二条、第三条、第五条、第十条及び第十二条から第十四条までの規定 公布の日

附 則（平成二三年八月一二日法律第九七号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二六年五月三〇日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月二八日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条（第十八条及び第二十五条の規定を準用する部分を除く。）及び第三十九条の規定並びに第四十四条、第四十五条及び第四十七条（第一号を除く。）の規定（指定試験機関に係る部分に限る。）並びに附則第四条、第五条、第九条及び第十条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和五年五月二六日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第

七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

令和7年7月1日 施行 現在施行

環境省組織令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百十七号）

Law RevisionID:412CO0000000256_20250701_507CO0000000217

平成十二年政令第二百五十六号

環境省組織令

第五章 地方支分部局

(地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域)

第五十条 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道地方環境事務所	札幌市	北海道
東北地方環境事務所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県
福島地方環境事務所	福島市	福島県
関東地方環境事務所	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県
中部地方環境事務所	名古屋市	富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿地方環境事務所	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国地方環境事務所	岡山市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方環境事務所	熊本市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

2 環境大臣は、一体として実施すべき事務の区域が前項に規定する二以上の地方環境事務所の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合においては、環境省令で同項の

管轄区域の特例（必要な経過措置を含む。）を定めることができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:323AC0000000082_20250601_504AC0000000068

昭和二十三年法律第八十二号

農薬取締法

第七章 雑則

（権限の委任）

- 第四十四条** 第二十三条、第二十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。
- 2** 第二十九条第一項及び第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） [閣法](#)

Law RevisionID:332AC0000000161_20250601_504AC00000000068

昭和三十二年法律第百六十一号

自然公園法

第二章 国立公園及び国定公園

第九節 雑則

（権限の委任）

第六十九条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） [閣法](#)

Law RevisionID:333AC0000000079_20250601_504AC00000000068

昭和三十三年法律第七十九号

下水道法

第四章 雑則

（権限の委任）

第四十条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） [閣法](#)

Law RevisionID:343AC0000000097_20250601_504AC0000000068

昭和四十三年法律第九十七号

大気汚染防止法

第五章 雑則

（権限の委任）

第三十条の三 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） [閣法](#)

Law RevisionID:343AC0000000098_20250601_504AC0000000068

昭和四十三年法律第九十八号

騒音規制法

第五章 雑則

（権限の委任）

第二十四条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:345AC0000000137_20250601_504AC00000000068

昭和四十五年法律第三百三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第四章 雑則

（権限の委任）

第二十四条の五 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:345AC0000000138_20250601_504AC00000000068

昭和四十五年法律第三百三十八号

水質汚濁防止法

第五章 雑則

（権限の委任）

第二十七条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

平成23年8月30日 施行 現在施行

(平成二十三年法律第五号)

Law RevisionID:345AC0000000139_20110830_423AC0000000105

昭和四十五年法律第三百三十九号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

(権限の委任)

第十六条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方農政局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） [閣法](#)

Law RevisionID:347AC0000000085_20250601_504AC0000000068

昭和四十七年法律第八十五号

自然環境保全法

第五章 雑則

(権限の委任)

第四十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:348AC1000000110_20250601_504AC0000000068

昭和四十八年法律第百十号

瀬戸内海環境保全特別措置法

第四章 雑則

（権限の委任）

第二十二條 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 抄（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:348AC0000000117_20250601_504AC0000000068

昭和四十八年法律第百十七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

第七章 雑則

（権限の委任）

第五十四條 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:358AC1000000043_20250601_504AC0000000068

昭和五十八年法律第四十三号

浄化槽法

第十章 雑則

（権限の委任）

第五十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所に委任することができる。

令和2年4月1日 施行 現在施行

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）

Law RevisionID:404AC0000000070_20200401_501AC0000000014

平成四年法律第七十号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

第四章 雑則

（権限の委任）

第四十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所に委任することができる。

2 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

3 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） [閣法](#)

Law RevisionID:404AC0000000075_20250601_504AC00000000068

平成四年法律第七十五号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

第六章 雑則

（権限の委任）

第五十五条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） [閣法](#)

Law RevisionID:404AC0000000108_20250601_504AC00000000068

平成四年法律第八号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

（権限の委任）

第二十三条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:406AC0000000009_20250601_504AC00000000068

平成六年法律第九号

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法

第三章 雑則

（権限の委任）

第二十六条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:411AC0100000105_20250601_504AC00000000068

平成十一年法律第百五号

ダイオキシン類対策特別措置法

第七章 雑則

（権限の委任）

第四十条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:413AC0000000065_20250601_504AC0000000068

平成十三年法律第六十五号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

第三章 雑則

（権限の委任）

第三十条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:414AC0000000053_20250601_504AC0000000068

平成十四年法律第五十三号

土壤汚染対策法

第七章 雑則

（権限の委任）

第六十三条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年9月1日 施行 現在施行

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）

Law RevisionID:414AC0000000088_20250901_507AC0000000028

平成十四年法律第八十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第五章 雑則

（権限の委任）

第八十条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:420AC0000000083_20250601_504AC0000000068

平成二十年法律第八十三号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律

第三章 雑則

（権限の委任）

第十六条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方農政局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

平成24年2月10日 施行 現在施行

復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号） 閣法

Law RevisionID:423AC1000000099_20120210_423AC0000000125

平成二十三年法律第九十九号

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

（事務の委任）

第七条 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第四条に規定する事務を地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年4月1日 施行 現在施行

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）

Law RevisionID:425AC0000000081_20250401_506AC0000000056

平成二十五年法律第八十一号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

（権限の委任）

第二十三条 この法律に規定する農林水産大臣及び環境大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令で定めるところにより地方農政局長に、環境大臣の権限にあつては環境省令で定めるところにより地方環境事務所長に、それぞれ委任することができる。

令和2年4月1日 施行 現在施行

自然環境保全法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二十号）

Law RevisionID:426AC1000000085_20200401_431AC0000000020

平成二十六年法律第八十五号

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律

（権限の委任）

第十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:427AC0000000042_20250601_504AC0000000068

平成二十七年法律第四十二号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

第九章 雑則

（権限の委任）

第二十九条 第二十二條第一項及び第二項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）、第二十四條第一項、第二十五條並びに第二十六條第一項の規定による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 第二十一條第三項、第二十二條第二項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）及び第二十三條第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

令和六年法律第三十八号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律

第七章 雑則

(権限の委任)

第百三十七条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

平成三十年法律第五十号

気候変動適応法

第三章 気候変動適応の推進

第一節 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供等

(気候変動適応広域協議会)

第十四条 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2** 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。
- 3** 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4** 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。
- 5** 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。